

松村文人教授の研究業績を偲んで

井上 泰夫

2015年5月11日、われわれは職場の同僚である松村文人教授を突然失った。数年前から体調があまり良くないことは折に触れて知り得ていたが、夏までの病気休職を経過すれば、後期には元気な姿で復帰されることと誰もが思っていた。余りにも突然のご不幸であり、ご家族にとっては信じられないことであっただろう。われわれ経済学研究科、経済学部において六十歳を直前にした教授を喪失した影響は測り知れないものがある。

松村教授は、33歳、1987年に本学に新任の専任講師として赴任された。私もその4年前に33歳で新任教員として赴任していた。以来、松村教授とともに30年近く過ごしたことになる。多少とも同氏の研究業績に関心をもつ者として、以下では松村教授の研究業績を回顧することにした。

1 フランス労使関係の分析

松村教授の処女論文は、大学院時代に書かれた「戦後フランスの団体交渉制度の形成過程—1946年協約法の成立と意義」（『季刊労働法』1986年秋季号、第141号）、および「戦後フランス団体交渉の成立—1950年代における金属産業賃金交渉」（『日本労働協会雑誌』1987年4月）である。これらの論文はともに、同教授が東京大学大学院経済学研究科博士課程に提出した「準備論文」を基にしている。これらの論稿を現在改めて読み返してみると、作家は永遠に処女作に向かって書き続ける、という古の諺を思い出さずにはおれない。

日本の労働経済学研究には2つの潮流が存在している。そのひとつは戦前の社会政策研究に遡る流れであり、経済学と歴史学、社会学、あるいは法学を架橋しつつ、雇用関係に関する制度的、歴史的アプローチを適用している。それは、欧米の研究動向に引き付けるのであれば、労働社会学に親和的な分野である。他方、1970年代以降になると、新古典派の一般均衡のパラダイムに押し込められていた「企業」の分析、そしてまったくと言っていいほど分析されてこなかった雇用関係に対して、分析の光が当てられるようになる。いわゆる新制度学派の登場である。これら二つの研究の流れが交差するなかで、松村教授は一貫して制度的、歴史的アプ

ローチにもとづいて研究を積み重ねた。

具体的には、1987年に本学に専任講師として新任されて以来のフランス労使関係の研究は、『現代フランスの労使関係—雇用・賃金と企業交渉』（2000年、ミネルヴァ書房）に結実することになる¹⁾。同書は、労働関係の優秀な研究書に対して授与される「沖永賞」を2001年に受けた。同書を形成しているのは三つの柱である。第1の柱は、フランスの二大自動車メーカーである、ルノーとプジョーの企業内労使関係をヒヤリングによる内部調査を通じて分析することである。第2の柱は、フランスで展開されている研究動向の著者による分析である。最後に、第3の柱は、労使関係の日仏比較である。当時の不況期における雇用調整の日仏のちがいが分析の対象になっている。

まず、第1の柱は、そもそも外部の研究者に対して門戸が開かれていない状況のなかで、労使関係のヒヤリング調査を展開することは多大のエネルギーを必要とする作業である。現地の人たちとのやり取りのための準備、そして実際のヒヤリングをうまく展開する必要、さらにそこから有意ある分析結果を引き出すことなど、いくつものハードルを越えなければ達成できない研究である。若き日の松村教授のエネルギー、そして本学の研究促進的な環境がこうした労作を実現させたと言っているであろう。この第1の柱についてさらに述べれば、考察の対象になっているのは、1980-90年代の労使関係である。そして、労働編成の視点（それまでの階層的編成からチームワークへの移行）、賃金管理の視点（集団的交渉から個別的査定へ）、そして最後に、企業内交渉の視点（産業別交渉の維持と企業内交渉の強まり）、これら3点の分析が同書の中心的な部分を構成している。1970-80年代初めにおける経営危機のなかで、ルノーとプジョーは経営改革を余儀なくされる。端的に言えば、それまでの典型的なテラー・フォード主義的な労働編成からの転換である。その結果、従来の階層的な労働編成から労働者の能力を最大限発揮させるような「専門工」さらには多能工への道が開かれた。日仏比較の観点に立てば、当時の社会的文脈では、日本では内部労働市場が一般的な特徴であったのに対して、フランスでは管理職の採用は外部からの採用が基本である、と分析されている。

第2の柱について、当時のフランスの研究動向について、フランスの労働組合のもつ固有の特徴を明らかにしている。フランスでは当時から組合加入率の衰退は顕著であったが、それにもかかわらず、労働組合の社会的影響力は依然として無視しえない状況にある。この状況を説明すべく、フランスに固有の制度である複数組合主義、組合の制度化、職業選挙（企業員会、従業員代表など）が分析されている。

最後の第3の柱について言えば、不況期における雇用調整についての日仏比較が試みられている。日本では残業時間による調節が主であり、これは残業に関する労使間の法的な規定の欠如によって制度的に支えられている。そのことが日本の労使関係を弱めているのではないか、というのが著者の含意である。これに対して、フランスでは、不安定雇用、非正規雇用による調節が支配的である、というのが、当時のフランスについての著者の分析結果である。

現時点でこのような研究結果を顧みるとき、フランスの労使関係の状況は強い連続性、持続性をもって展開しているとの印象を持たざるを得ない。労働運動が依然として社会的影響力を持ち続けているにもかかわらず、企業と労働組合の関係は、社会党政権が2012年に再登場しても依然として対立的である。労働組合の再生を願う声は論者を問わず根強いにもかかわらず、新しい動きはなかなか現実化していない²⁾。

2 日本の労使関係の分析

松村教授の研究業績を回顧するとき、一貫してフランスの労使関係の分析が中心を占めていることがわかる。だが、同氏にとりもうひとつの重要な研究対象は、日本の労使関係であった。日本の分析をするために、他国との比較分析を試みるという国際比較分析の研究アプローチが一貫して存在している。その研究成果が、同門の研究者である藤井浩明氏と木村牧郎氏と共に書かれた松村文人編著『企業の枠を超えた賃金交渉—日本の産業レベル労使関係』(2013年、旬報社)である。その「あとがき」のなかで、日本における状況について松村教授はつぎのように冒頭で述べている。「昨今、賃上げ交渉が減り、労働組合や組合員も減って、組合の存在そのものが忘れられていくのではないかと危惧される。組合が話題となる場合でも、公務員労組へのバッシングであったり、正社員組合の賃上げであったりして、社会的な視野に立つ労働運動の意義にまで議論が及ぶわけではない」(同書、225頁)。そのなかで、同書の企画は、日本の戦後における企業横断的な交渉の軌跡を明らかにしようというものであり、3人による共同研究は当時の本学の経済学研究科の制度歴史系クラスター研究の一環として展開された。アプローチの方法は、ここでも当時の関係者へのヒヤリング調査であり、貴重な証言にもとづく分析結果が展開されている。

そして、この問題意識は、おそらく松村教授の遺稿ともいえる松村文人「労働組合・労使交渉の日韓比較」にも強く反映されている。同稿は、名古屋市立大学経済学部50周年記念事業のひとつであった制度歴史系のクラスター研究「経済成長の制度・市場・歴史分析」(2009-14年)の成果である『日本とアジアの経済成長』(井上泰夫編著、2015年3月、見洋書房)の第1章に置かれている。その問題意識は、「日本と韓国の労使関係、労働組合の比較を念頭に置きつつ、現時点でかなり異なる特徴をもつに至っている背景について分析することにある。日本の企業別労働組合のもつ意義と限界についてすでに数多くの議論が展開されている。企業別労働組合は高度成長期において有効に機能したにしても、バブル崩壊以後のデフレ経済の進行、経済格差の深まり、という状況の中ではたして社会的に有効な機能を発揮しているのか、という問題がある。筆者〔松村〕が述べているように、「バブル崩壊以後における短期的な経済回復期においても実質賃金の動きは停滞したままである。デフレによる物価上昇の停滞と賃金ダウンが生活者へのしわ寄せとなっていることは、日本的な企業別労働組合の形成と無関係ではない。

筆者によれば、日本の戦前、戦後に共通して産業別労働組合の形成の重要性は指摘されてきた。だが、現実にはこの移行は起こらなかった。なぜか。この分析のために、筆者は現代の韓国の労働組合に注目する。2000年以降、きわめて最近のことであるが、韓国は企業別労働組合から産業別労働組合に移行している。これは、世界史的に見てきわめて重要なことである。この問題に続いて、日本における過去の産業別労働組合形成の動きがフォローされている。その目的は、現在の韓国と比較しつつ、日本におけるその後の産業別組合の挫折の理由を明らかにすることである。³⁾

松村教授が最後に執筆したこの日韓の労働組合、労使関係の国際比較の分析は、先の松村編著『企業の枠を超えた賃金交渉—日本の産業レベル労使関係』と対になっている。この分析の末尾で、同氏はつぎのように分析をしめくくっている。「しかし、産業別組合化が今後の労働組合の課題として認識され、その認識が深まる可能性は十分あり得る。別の機会に、わが国における産別化の必要性と可能性に関する検討を行いたいと考える。」(同書、35-37頁)

3 残された研究

以上のように松村教授の研究を回顧するとき、はたして残された研究、課題は何であっただろうか。すでに見たように、日韓の労使関係を比較しつつ、その分析の末尾で述べられていたように、日本の労働組合への将来的な提言を意図した研究が展開されたであろう。また、1950年代からのフランスの労使関係を直接研究の対象としてきた同氏にとり、現在のフランスの労使関係はどのように分析され、どのようにその将来が展望されるのだろうか。同氏の研究は、社会学者としての厳密なテキストクリティークにもとづく資料の分析と綿密な調査による分析によって特徴づけられていた。その結果、学問的な正確さは当然であるがすべての分析において妥当していた。惜しむらくは、そのような緻密な分析に裏付けられた大胆な理論的な筋道を提示するだけの時間が不足していたことである。最後の遺稿となった日韓の労使関係の比較の論文の最後尾において今後の執筆のテーマに言及していただけにまことに残念である。

この拙稿の冒頭で述べたように、ややもすれば、労働経済学の日本における二つの研究潮流のなかで、社会科学全体の問題意識を共有する研究の潮流は、最近の経済学の特徴のひとつである新制度学派に押され気味である。新制度学派といってもその切り口は多様であり、単一化することは困難である。いずれにしても、労使関係、さらには賃労働関係のもつ貨幣・商品関係としての異質性を前提にした労働経済学の必要性は今後も持続するであろう。

注

- 1) 以下では、井上泰夫「書評 松村文人著『現代フランスの労使関係—雇用・賃金と企業交渉』」『オイコノミカ』第37巻第2号、2000年、における分析を参考にしている。
- 2) この点について、井上泰夫「書評 D. Andolfatto/D. Labbe, *Toujours moins! Déclin du syndicalisme à la française*, 221pp, Gallimard, 2009」日仏経済学会 Bulletin, 第27号, 2010を参照。
- 3) 井上泰夫編著『日本とアジアの経済成長』晃洋書房, 2015年, 4ページ。

(2015年10月31日提出)

